

◎新潟県告示第682号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年6月8日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

- 1 路線名 一般国道 345号
- 2 供用開始の区間
村上市寝屋字野島150番1から同市寝屋字源右エ門沢130番37まで
- 3 供用開始の期日 平成30年6月8日